平成２９年（フ）第７０号
青森市浜館１丁目１番地３　ファミールＫ101号
債務者　赤川　芳美
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８９号
青森市大字浜田字玉川213番地１
債務者　高坂　良三
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５０号
青森県弘前市大字北園２丁目８番地10
債務者　石山　雄太
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第２２８号
名古屋市中区新栄１丁目５番31号　レオパレスフラット新栄1205号
債務者　中森　友理
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６４８号
名古屋市中川区高畑２丁目13　安藤マンション207号室、住民票上の住所滋賀県彦根市清崎町515番地42
債務者　木村晋一朗
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６号
松江市古志原６丁目９番54号
債務者　庄原　絵美
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５５０号
愛知県海部郡蟹江町富吉３丁目213番地　第一伊藤コーポ２階207号室、住民票上の住所名古屋市中川区新家２丁目1406番地
債務者　伊藤ハツ子
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７１９号
愛知県常滑市山方町５丁目43番地の１
債務者　榊原　悦子
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３８号
長崎県諫早市小長井町古場357番地33
債務者　中島真由美（旧姓外山）
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第３９４２号
東京都江東区亀戸３丁目９－４－402
債務者　神戸　貴子
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９５９号
東京都足立区西新井本町１丁目16―12―310
債務者　高祖　真樹
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９９５号
東京都練馬区関町北４丁目35―11―102
債務者　笹崎　　茂
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９９６号
東京都練馬区富士見台２丁目21―14
債務者　金子祐一郎
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０６３号
東京都大田区大森本町２丁目10―５―304
債務者　黒田　敏穂
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０６５号
埼玉県新座市栗原１丁目３―26―302
債務者　稲垣　　学
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０８２号
東京都目黒区中町２丁目44―18
債務者　西野未由季
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部